

3月
2025

労務通信 163号

成迫 社会保険労務士法人
松本事務所 TEL 0263-88-2862
長野事務所 TEL 026-291-4152
飯田事務所 TEL 0265-49-3602

ハラスメント相談窓口

近年ハラスメント関連のニュースが多く取り上げられております。2020年のハラスメント防止対策義務化以降、弊社にもハラスメント関連のご相談を多く頂いている状況です。

改めて会社が行わなければならない「ハラスメント防止のために講ずべき措置」ですが、講ずべき措置は多岐にわたります。

○事業主がハラスメント防止のために講ずべき措置

- ①ハラスメントの内容、方針等の明確化と周知・啓発
- ②行為者への厳正な対処方針、内容の規定化と周知・啓発
- ③相談窓口の設置
- ④相談に対する適切な対応
- ⑤事実関係の迅速かつ正確な確認
- ⑥被害者に対する適正な配慮の措置の実施
- ⑦行為者に対する適正な措置の実施
- ⑧再発防止措置の実施
- ⑨業務体制の整備など、事業主や妊娠等した労働者等の実情に応じた必要な措置
(妊娠・出産等に関するハラスメントのみ)
- ⑩当事者などのプライバシー保護のための措置の実施と周知
- ⑪相談、協力等を理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨の定めと周知・啓発



上記の11項目のうち、どのくらい準備をされていらっしゃいますか？今一度ご確認ください。
講ずべき措置のうち、③相談窓口の設置はハラスメントの未然防止・具体的対応・再発防止につながります。

既に社内で相談窓口を設置されている事業所でも、「機能しているのかな？」と不安に思われているケースもございます。社内相談窓口の場合、自身の「査定が下がるのでは？」「秘密は守ってもらえるのか？」「否定されるのではないか？」等、事業所と関係性が深い人へ相談し辛い要因が多くございます。

そのため社内相談窓口の場合は、複数窓口設置及び相談手段も複数(メールや電話など)設けるなど、より相談しやすい方法を検討することが重要になります。また社内に加えて社外相談窓口を設置することもご検討いただければと存じます。

社外相談窓口のメリットとしては下記の通りです。

ハラスメント相談窓口を外部に設置するメリット

① 相談しやすい相談窓口を設置して、早期対応を実現

社内では相談しづらいハラスメント問題を、外部に相談窓口を設置することで相談しやすい環境をつくり早期に対応が出来ます。

② ハラスメント相談の専門家が対応することで、ご相談者のケアが出来る

ハラスメント相談は非常にデリケートであり、相談した事実やその内容が社内に広まってしまうことを恐れて、社内窓口を利用しにくいケースがあります。

③ 社内の相談対応者の負担軽減と、二次ハラスメントのリスクを防ぐ

ハラスメント発生後の対応を間違えると、より深刻な問題に発展してしまう可能性が高く、迅速で的確な初動対応が求められます。そのため、専門家が対応する外部相談窓口を利用することで、被害拡大の予防につながります。

ハラスメントの問題は、対応を誤ると深刻なトラブルに発展する危険性があります。外部の専門家を窓口にするにより、迅速な初期対応が可能になります。

弊社でもハラスメント外部相談窓口およびハラスメント防止の研修をお受けすることが出来ます。より効果的な対応をご検討される場合は、ぜひ労務担当者へご相談下さい。

林 健太郎